

■ 日 時

2024年9月25日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

■ 場 所

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル 30階 スカイカンファレンス
Hall A

第16期定時株主総会 招集ご通知

目 次

招集ご通知	P 1
株主総会参考書類	P 3
事業報告	P 20
連結計算書類	P 33
計算書類	P 35
監査報告	P 37

証券コード 7320
(発送日) 2024年9月10日
(電子提供措置開始日) 2024年9月4日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿四丁目33番4号
日本リビング保証株式会社
代表取締役社長 安 達 慶 高

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、「第16期定時株主総会招集通知等」でご確認ください。よろしくお願いいたします。

【当社ウェブサイト】

<https://jlw.jp/ir/stockinfo/meeting/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「日本リビング保証」または「コード」に当社証券コード「7320」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年9月24日(火曜日)午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル 30階 スカイクンファレンス Hall A

3. 目的事項
報告事項 1. 第16期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 株式交換契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 書面（郵送）による議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 4. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、株主総会参考書類の一部、事業報告の「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
従いまして、当該お送りする書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 5. 決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、必要な内部留保を図るとともに、経営成績に応じた利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

つきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額75,364,890円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年9月26日

第2号議案 株式交換契約承認の件

当社は2024年8月9日付「日本リビング保証株式会社（以下「当社」といいます。）と株式会社メディアシーク（以下「メディアシーク」といいます。）の株式交換（以下「本株式交換」といいます。）契約及び経営統合契約の締結について」にてお知らせしましたとおり、2024年8月9日開催の取締役会において、株式交換による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、メディアシークとの間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）および経営統合契約書を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。本経営統合を行う理由、本株式交換契約の内容及びその他の本議案に関する事項は次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

本経営統合により新たに誕生するグループは、当社が有する保証・金融・BPOといった機能に、メディアシークが得意とするSI（システムインテグレーション）受託やデジタルコンテンツ開発の機能が加わることで完成する独自のメソッドを通じて顧客企業に対する「ストックビジネスコンサルティング」を提供することを目的としています。

また、両社の経営統合により、東証プライム市場の新規上場に関する形式要件においても、純資産要件などが充足することから、早期での東証プライム市場へのステップアップを志向してまいります。

2. 株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

日本リビング保証株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社メディアシーク（以下「乙」という。）は、2024年8月9日付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：日本リビング保証株式会社（ただし、本効力発生日（第5条に定義する。）付で「Solvvy株式会社」に変更予定。）

住所：東京都新宿区西新宿四丁目33番4号

（2）株式交換完全子会社

商号：株式会社メディアシーク

住所：東京都港区白金一丁目27番6号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙株式は除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.100を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.100株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って、本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合は、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従い甲が別途定める金額とする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2024年11月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。ただし、本株式交換の手の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し、合意の上、これを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を取得するものとする。

第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時において、乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく乙の株主による株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する株式を含む。）を本効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時（ただし、当該株式買取請求があった場合には、当該買取りの効力発生後）において消却する。

第8条（剰余金の配当等）

1. 甲は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間に、2024年6月30日時点における甲の株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円又は甲及び乙が別途合意する金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間に、2024年6月30日時点における乙の株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり2円又は甲及び乙が別途合意する金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前各項に定める場合を除き、本契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める承認決議が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力発生等を含む。）が必要な場合において、それが得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第11条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後本効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態、経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し、合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条(準拠法及び管轄合意)

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
2. 本契約に起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年8月9日

甲 東京都新宿区西新宿四丁目33番4号
日本リビング保証株式会社
代表取締役 安達慶高

乙 東京都港区白金一丁目27番6号
株式会社メディアシーク
代表取締役 西尾直紀

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

①本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社とし、メディアシークを株式交換完全子会社とする本株式交換を行い、メディアシークの普通株式（以下「メディアシーク社普通株式」といいます。）を保有する同社株主（ただし、当社を除きます。）に対して当社の普通株式（以下、「当社普通株式」といいます。）を割当て交付します。

②本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	メディアシーク (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.100
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：974,345株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

メディアシーク株式1株に対して当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.100株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がメディアシークの発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるメディアシークの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、当社を除きます。）に対して、その保有するメディアシーク株式の数の合計に本株式交換比率を乗じた数の当社株式を割当交付する予定です。

当社は、かかる交付に当たり、当社が保有する自己株式のうち93,974株を充当するとともに、新たに普通株式880,371株の発行を行う予定です。

なお、メディアシークは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するメディアシークの取締役会の決議により、基準時においてメディアシークが保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、メディアシークの自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元株式数（100株）未満の当社株式を保有することとなるメディアシークの株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ・ 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるメディアシークの株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

両社は本株式交換に用いられる上記3.（1）②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社虎ノ門会計（以下「虎ノ門会計」といいます。）を、メディアシークは山田&パートナーズアドバイザリー株式会社（以下「山田&パートナーズアドバイザリー」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である虎ノ門会計から受領した株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーである司法書士法人TOSグループ及びTOS法律事務所（以下、総称して「TOSグループ」といいます。）からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

一方、メディアシークは、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、メディアシークの第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーから受領した株式交換比

率算定書、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言及び当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、メディアシークの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

②算定に関する事項

ア) 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である虎ノ門会計及びメディアシークの第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーは、いずれも当社及びメディアシークの関連当事者には該当せず、両社から独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ) 算定の概要

虎ノ門会計は、当社株式及びメディアシーク株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法における評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法①	0.092～0.098
市場株価法②	0.104～0.123
DCF法	0.081～0.102

市場株価法において、虎ノ門会計は、本基本合意書の締結を公表した日の前営業日である2024年4月25日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、東京証券取引所グ

コース市場における基準日①の株価終値、基準日①までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、並びに直近の状況を踏まえた市場からの評価を勘案するため、本株式交換契約を締結した日の前営業日である2024年8月8日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、東京証券取引所グロース市場における基準日②の株価終値、基準日②までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、それぞれ採用しております。

DCF法に関しては、当社について、当社が作成した2024年6月期から2027年6月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用しております。なお、虎ノ門会計がDCF法による算定の前提とした当社の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年6月期において、ExtendTech事業・HomeworthTech事業の伸長により、対前年度比での大幅な増益となることを見込んでおります。

メディアシークについて、メディアシークが作成した2024年6月期から2027年6月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用しております。なお、虎ノ門会計がDCF法による算定の前提としたメディアシークの事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2025年6月期以降の各事業年度において、現時点において事業立ち上げのフェーズであるブレインテック・DTx事業の収益化が開始・増進することにより、対前年度比での大幅な増益となることを見込んでおります。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

虎ノ門会計は、上記株式交換比率の算定に際して、当社及びメディアシークから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。虎ノ門会計は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で虎ノ門会計に対して未公開の事実はないこと等を前提としております。当社及びメディアシーク並びに両社の関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これに限らない。）について個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行ってお

りません。虎ノ門会計は、提供された当社及びメディアシークの財務予測その他将来に関する情報が、当社及びメディアシークの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。虎ノ門会計の算定は、2024年8月8日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、虎ノ門会計が提出した株式交換比率の算定結果は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

山田&パートナーズアドバイザリーは、同社の株式価値の算定手法として、当社及びメディアシークについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定いたしました。

当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法におけるメディアシーク株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法①	0.092～0.098
市場株価法②	0.104～0.123
DCF法	0.094～0.098

市場株価法において、山田&パートナーズアドバイザリーは、本基本合意書の締結を公表した日の前営業日である2024年4月25日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、東京証券取引所グロース市場における基準日①の株価終値、基準日①までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、並びに直近の状況を踏まえた市場からの評価を勘案するため、本株式交換契約を締結した日の前営業日である2024年8月8日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、東京証券取引所グロース市場における基準日②の株価終値、基準日②までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、それぞれ採用しております。

DCF法に関しては、当社について、当社が作成した2024年6月期から2027年6月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用しております。なお、山田&パートナーズアドバイザリーがDCF法による算定の前提とした当社の事業計画には、大

幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年6月期において、ExtendTech事業・HomeworthTech事業の伸長により、対前年度比での大幅な増益となることを見込んでおります。

メディアシークについて、メディアシークが作成した2024年6月期から2027年6月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用しております。なお、山田&パートナーズアドバイザリーがDCF法による算定の前提としたメディアシークの事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2025年6月期以降の各事業年度において、現時点において事業立ち上げのフェーズであるブレインテック・DTx事業の収益化が開始・増進することにより、対前年度比での大幅な増益となることを見込んでおります。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

山田&パートナーズアドバイザリーは、上記株式交換比率の算定に際して、当社及びメディアシークから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。山田&パートナーズアドバイザリーは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田&パートナーズアドバイザリーに対して未公開の事実はないこと等を前提としております。当社及びメディアシーク並びに両社の関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これに限らない。）について個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田&パートナーズアドバイザリーは、提供された当社及びメディアシークの財務予測その他将来に関する情報が、当社及びメディアシークの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討されていることを前提としており、メディアシークの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。山田&パートナーズアドバイザリーの算定は、2024年8月8日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、山田&パートナーズアドバイザリーが提出した株式交換比率の算定結果は、メディアシークの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

③ 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2024年11月1日予定）をもって、メディアシークは当社の完全子会社となり、メディアシーク株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2024年10月30日付で上場廃止（最終売買日は2024年10月29日）となる予定です。

上場廃止後は、メディアシーク株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりメディアシークの株主の皆様には割り当てられる当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所グロース市場において取引が可能であることから、基準時においてメディアシーク株式を1,000株以上保有し、本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受けるメディアシークの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。他方、基準時において1,000株未満のメディアシーク株式を保有するメディアシークの株主の皆様には、当社株式の単元株式数である100株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

かかる取扱いの詳細については、上記3.（1）②「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記3.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。なお、メディアシークの株主の皆様は、最終売買日である2024年10月29日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するメディアシーク株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

④ 公正性を担保するための措置

本株式交換において、上場会社であるメディアシークが株式交換完全子会社となることから、当社及びメディアシークは、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社及びメディアシークから独立した第三者算定機関である虎ノ門会計を選定し、

2024年8月8日付で株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記②イ)「算定の概要」をご参照ください。

他方、メディアシークは、当社及びメディアシークから独立した第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーを選定し、2024年8月8日付で株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記②イ)「算定の概要」をご参照ください。

なお、当社及びメディアシークは、いずれも各第三者算定機関より、本株式交換比率が財務的な見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

イ) 独立した法律事務所からの助言

本経営統合のリーガル・アドバイザーとして、当社はTOSグループを、メディアシークは中村・角田・松本法律事務所を選任し、それぞれ本経営統合の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TOSグループ及び中村・角田・松本法律事務所はいずれも当社及びメディアシークから独立しており、重要な利害関係を有しません。

⑤利益相反を回避するための措置

メディアシークの代表取締役である西尾直紀は、当社の社外取締役を兼務しておりますところ、利益相反を回避する観点から、本経営統合に関する議案を決議した2024年8月9日開催の両社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、これまで、当社の立場においてメディアシークとの協議・交渉にも参加しておりません。

本株式交換契約及び本経営統合契約の締結については、2024年8月9日開催の両社の取締役会において、いずれも西尾直紀以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員の賛成により決議しております。

また、メディアシークにおける当該取締役会決議に先立ち、メディアシークの監査役3名（3名とも社外監査役）は、その全員が上記決議につき異議がない旨の意見を述べております。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従い当社が別途定める金額といたします。かかる取扱いについては、当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 計算書類に関する事項

(1) メディアシークの最終事業年度にかかる計算書類等の内容

メディアシークの最終事業年度（2023年8月1日から2024年6月30日まで）に係る計算書類の内容については、法令及び当社の定款の定めに基づき、電子提供措置事項記載書面への記載を省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへのアクセスの上、ご確認ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産等の処分等

①当社

該当事項はありません。

②メディアシーク

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は本定時株主総会の第2号議案の承認可決をもって、2024年11月1日より株式会社メディアシーク（以下メディアシークといいます。）と経営統合いたします。経営統合に際し、商号の変更及びメディアシークの事業の一部を当社でも営むにあたり、事業の目的を付加するものであります。

第2号議案が承認可決され、かつ本件株式交換契約の効力が発生することを条件として、本件経営統合の効力発生日（2024年11月1日）をもって変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、日本リビング保証株式会社と称し、 英文ではJapan Living Warranty Inc.と称す る。	(商号) 第1条 当社は、 <u>Solvvy株式会社</u> と称し、英文では <u>Solvvy Inc.</u> と称する。
(目的) 第2条 (1) ~ (23) (条文省略) <新設>	(目的) 第2条 (1) ~ (23) (現行通り) <u>(24)ソフトウェア、ブレインテック、ニューメ ディア、教育、産業、企業、市場、各種イ ベント等に関する研究、調査、企画、開 発、販売及び運営並びにそれらの情報提 供、コンサルティング業務</u> <u>(25)医薬品、医薬部外品の研究開発、製造、製 造販売、販売及び輸出入業務</u> <u>(26)医療機器その他医療全般にかかる機械・器 具・製品（プログラムを含む。）の研究開 発、製造、製造販売、販売及び輸出入業務</u> <u>(27)医学、薬学の研究受託業務</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行することのできる株式の総数は<u>15,000,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(28)著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用業務</p> <p>(29)ベンチャー企業に対する投融資及びビジネスインキュベーション業務</p> <p>(30)株式公開支援コンサルティングを中核としたビジネスコンサルティング業務</p> <p>(31)投資事業組合財産の運用及び管理業務</p> <p>(32)労働者派遣業務</p> <p>(33)古物売買業務</p> <p>(34)旅行代理店業務</p> <p>(35)電気通信事業に関する業務</p> <p>(36)認証・認識・識別もしくは管理を目的とするコード（符号）の発行・付与業務</p> <p>(37)認証・認識・識別もしくは管理を目的とするコード（符号）を記録した媒体（シール・ステッカー等）の製作、販売・頒布業務</p> <p>(38)上記各号に附帯関連する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行することのできる株式の総数は<u>22,000,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 定款第1条（商号）、第2条（目的）及び第6条（発行可能株式総数）の変更は、2024年11月1日付で効力を生ずるものとする。なお、本附則は、定款第1条、第2条及び第6条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</p>

第4号議案 監査役1名選任の件

今般の経営統合に際し、監査体制の強化および充実を図るため、監査役1名を増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

ふかひ たけし 深日 剛	新任	社外	独立	所有する当社の株式数 一株
	生年月日	1958年8月10日		
略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況				
1982年 4月 株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行） 入行				
2000年 5月 同行 企画部（東京）eビジネス企画室調査役				
2002年 1月 株式会社UFJ銀行 目黒法人営業部長兼目黒支店長				
2004年 2月 株式会社ジェービーピー 代表取締役社長				
2008年 6月 株式会社三菱UFJ銀行 理事 リテール企画部部长（特命担当）				
2011年11月 株式会社みどり会 内部統括部部长				
2012年 4月 同社 執行役員 内部統括部部长				
2013年 6月 同社 取締役 内部統括部部长				
2015年 6月 同社 取締役 人事部・総務部・内部統括部担当				
2016年 6月 同社 常務取締役 人事部・総務部・内部統括部担当				
2018年 6月 同社 取締役 管理部門長				
2021年 6月 同社 常勤監査役				
■社外監査役候補者とした理由				
候補者につきましては、長きにわたり金融機関に在籍し、金融部門で培われた豊富な経験と高い見識を有しており、これらの知識と見識を当社の監査体制に反映していただくため社外監査役候補者いたしました。				

- 注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 深日剛氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は深日剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は深日剛氏との間で会社法第427条第1項に基づき、法令が規定する額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「独創的なリアルとデジタルのサービスで、暮らしの資財価値を最大化する」というミッションの達成に向けて、「保証サービス」及びクライアントの業務効率化を支援する「SaaSプロダクト」等の提供を通じて住宅会社の経営を支援する「HomeworthTech（ホームワーステック）事業」、並びにHomeworthTech事業の知見・ノウハウを活用した保証制度構築・運営を通じて新たな技術・製品の普及を支援する「ExtendTech（エクステンドテック）事業」の2事業を主力事業として展開しております。

近年の環境的・社会的持続性の確保という世界的な潮流が、「良いモノを永く使う」という保証本来の理念・思想とマッチすることで、今後さらに保証サービスの社会的ニーズが高まるものと確信しており、当社グループにとってさらなる事業拡大の大きな好機であると捉えております。

当連結会計年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）においても、今後の成長に対する蓋然性の高まりを受ける形で人材・システムを中心に積極的な先行投資を進めるとともに、事業を拡大してまいりました

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,359百万円(前期比36.7%増)、営業利益1,240百万円(同67.2%増)、経常利益1,512百万円(同48.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は973百万円(同29.6%増)となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

また、当連結会計年度における各セグメントへの本部費配賦額は、採用費、システム関連費用等の増加等により、前期比35.5%増の2,737百万円となりました。当連結会計年度のセグメント別の営業利益の算出にあたっては、これらの配賦費用額をHomeworthTech事業61.0%、ExtendTech事業35.1%、その他3.9%の割合で配賦しております。

ア.HomeworthTech事業

HomeworthTech事業は、ハウスメーカー・マンションデベロッパーといった住宅事業者に対して長期保証をはじめとした各種アフターサービスソリューションを提供しております。補修や検査といったリアルサービスのほか、近年では、アプリ・チャットボット・電子マネーといったデジタルサービスを開発・提供することで住宅事業者のアフターサービスDXを支援しています。

当連結会計年度においては、設備保証・建物保証といった長期保証契約の獲得に引き続き注力するとともに、地震保証や資産価値保証といった新たな保証サービスの開発及びマーケティングを推進してまいりました。また、業務効率化・ストック型ビジネス転換といった住宅事業者様の経営課題に対応する各種ソリューションの導入を組織的に推進することで、各クライアントとの関係深化にも引き続き注力してまいりました

これらの施策により、主要なKPIである新規契約獲得金額4,508百万円（前期比36.0%増）、前受収益・長期前受収益残高11,746百万円（同23.9%増）、電子マネー発行サービスの導入社数120社（同18.8%増）・未使用残高2,362百万円（同12.6%増）といずれも前期比で成長しております。この結果、売上高は2,978百万円（前期比32.0%増）、セグメント利益は146百万円（同21.4%増）となりました。

イ.ExtendTech事業

ExtendTech事業においては、HomeworthTech事業で培ったノウハウを応用し、住宅領域以外の幅広い製品・サービスに対して、長期保証をはじめとした各種アフターサービスソリューションを提供しております。

近年では、家電・教育ICT機器のほか、太陽光発電機器やEV（電気自動車）など再生可能エネルギー関連機器に対してソリューション提供が大きく伸長しています。

当連結会計年度は、蓄電システムをはじめとした住宅用再生可能エネルギー設備に対する社会的ニーズに応える形で再生可能エネルギー領域が進展したほか、オペレーション業務の受託が拡大したことにより教育ICT領域も堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,316百万円（前期比42.6%増）、セグメント利益は1,153百万円（同74.9%増）となりました。

ウ.その他

「その他」の事業は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであるビジネスマッチング・決済等を行うプラットフォーム事業を行っております。当連結会計年度の売上高は64百万円（前期比65.3%増）、セグメント損失は60百万円（前期はセグメント損失38百万円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第15期 (2023年6月期) (前連結会計年度)		第16期 (2024年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
HomeworthTech事業	2,256百万円	57.6%	2,978百万円	55.6%	721百万円	31.98%
ExtendTech事業	1,624百万円	41.4%	2,316百万円	43.2%	692百万円	42.6%
その他	38百万円	1.0%	64百万円	1.2%	25百万円	65.25%
合計	3,919百万円	100.0%	5,359百万円	100.0%	1,439百万円	36.71%

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,145百万円であります。その主な内容は業務効率化や管理機能強化を目的とした基幹システムのソフトウェア開発費用186百万円、投資用不動産7物件の購入882百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における投資用不動産の購入に際し、購入資金の一部を長期借入金として金融機関より339百万円資金調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2021年6月期)	第14期 (2022年6月期)	第15期 (2023年6月期)	第16期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売上高 (百万円)	2,624	3,305	3,919	5,359
経常利益 (百万円)	458	767	1,021	1,512
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	243	546	751	973
1株当たり当期純利益 (円)	48.73	109.48	149.75	193.87
総資産 (百万円)	14,469	16,219	20,103	24,593
純資産 (百万円)	779	1,243	1,946	3,005
1株当たり純資産額 (円)	155.80	247.90	387.95	598.14

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 第14期期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第13期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2021年6月期)	第 14 期 (2022年6月期)	第 15 期 (2023年6月期)	第 16 期 (当事業年度) (2024年6月期)
売 上 高 (百万円)	2,401	3,175	3,902	5,322
経 常 利 益 (百万円)	470	800	958	1,436
当 期 純 利 益 (百万円)	280	571	704	929
1 株当たり当期純利益 (円)	56.18	114.50	140.36	185.13
総 資 産 (百万円)	12,861	15,151	18,300	21,911
純 資 産 (百万円)	744	1,190	1,838	2,773
1 株当たり純資産額 (円)	148.93	237.30	366.49	551.95

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 第14期期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第13期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
リビングポイント株式会社	85百万円	100.0%	資金決済業務 (ポイント発行)
リビングファイナンス株式会社	45百万円	100.0%	ファクタリング業務、エスクロー業務、バリュエーション業務等

(4) 対処すべき課題

暮らしやビジネスの在り方、人々の価値観までもが加速度的に変化するこの時代において、企業が抱える課題はますます複雑さを増しております。顧客企業が持つアイデアやリソースだけでは対応できない様々な課題に対して、当社グループは今後も新たな課題解決の形を提案してまいります。

① 人材の採用・育成

当社グループの中長期戦略を実現するにあたって、優秀な人材を継続的に確保・育成することが重要な課題であると認識しております。特にデジタル企画・開発人材の拡充は、事業の拡大と業務の効率化に大きな影響を与えるため、外部からの採用のほか、社員に対するITパスポート取得必須化など研修強化を積極的に行うとともに、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、優秀な人材の確保・育成に努めてまいります。

② アフターサービスDXの推進

アフターサービス領域はサービスや業務のデジタル化が最も遅れている業界の一つと言われています。アナログ業務により消費者・事業者が抱える不満は、双方の問題を把握している当社グループが解決すべき課題だと認識しております。前期より開発を進めてきた各種プロダクトの提供を進めることで、総合的なアフターサービスDXを推進してまいります。

③ 新規事業の創出

当社グループは既存の主力事業であるHomeworthTech事業及びExtendTech事業をさらに強化していく一方で、新たな収益の柱として、新規事業を創出する活動が必須だと認識しております。現事業で積みあげた利益を、SaaS・FinTech等の事業開発へと積極的に投資してまいります。

④ 当社グループの認知度の向上

当社グループの中長期戦略の実現のためには、人材の確保やマーケットの拡大が不可欠であり、それにあたりグループの認知度向上が重要な課題になると認識しております。そのために、広報・IR活動を強化することで認知度の向上を図ってまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが今後も業容拡大を図り、企業価値を継続的に高めていくためには、業務の効率化やリスク管理のための内部管理体制のさらなる整備・強化が重要な課題であると認識しております。社内規程や業務マニュアルの整備、業務フローの周知徹底、定期的な社内研修の実施等を通じて業務効率の向上や法令遵守の徹底を図り、経営の公正性・透明性を確保するための体制強化に取り組んでまいります。

⑥ 業務系IT基盤の整備・強化

当社グループは、今後の企業規模拡大や事業環境の変化に対応するためにITシステムを強化することが重要な課題であると認識しております。また、当社グループの計算書類を作成するにあたって、ITシステム等の信頼性を担保することが重要な課題であると認識しております（注）。これらの課題に対処するため、基幹システム等のIT基盤の整備・強化に取り組んでまいります。

(注) 当社の主要なサービスである保証サービスにかかる売上高、前受収益及び長期前受収益等の金額の計算においては、ITシステムのIT全般統制ならびに各業務プロセスに対して整備・運用された内部統制に依拠した会計処理が実施されております。具体的には、顧客より一括にて収受した保証料を保証期間にわたって均等に期間配分し、当連結会計年度に対応する額を収益計上し、未経過分の保証料については前受収益又は長期前受収益に計上しております。保証サービスに係る個々の取引金額は、売上高全体に比べて極めて少額であり、契約件数は非常に多く、また、新商品の開発が継続的に行われていることから、商品の種類も増加傾向にあります。保証サービスに係る大量の契約情報は、当社が自ら設計、開発したITシステムによって一元的に管理されており、商品ごとに登録される商品マスターの情報と個々の契約ごとに入力される申込書の情報に基づいて、売上高、前受収益及び長期前受収益等の金額が自動計算され、その計算結果が会計システムに連携されます。

⑦ 社会課題解決とビジョンの実現を両立するサステナビリティ経営

当社グループはこれまで、HomeworthTech事業及びExtendTech事業において、住宅・不動産業界のDX推進、中古住宅流通の活性化、教育機関のICT環境整備の推進、再生可能エネルギー関連機器普及の推進といったサステナビリティの取り組みを推進してまいりました。

今後も、サステナビリティ経営を重要課題と位置付け、独自のアフターサービスソリューションを通じて、価値あふれる暮らしの実現と環境・社会課題の解決を両立した事業推進に努め、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

事業区分	事業内容
HomeworthTech事業	<ul style="list-style-type: none">住宅・不動産領域に特化した、住宅の価値を高める独自のサービスを提供する保証サービス・金融サービス・アフター業務支援サービスにデジタルを組合わせたソリューションを複合的に提供し、クライアントの経営戦略の実現を総合的に支援
ExtendTech事業	<ul style="list-style-type: none">住宅・不動産領域にとどまらず、クライアントである多領域の製造者・販売者に対する保証制度構築並びに業務支援サービスを提供する新たな技術や製品に対する事業者や消費者の保証ニーズに合わせた保証を組成

(6) 主要な事業所 (2024年6月30日現在)

① 当社

本 社	東京都新宿区
大 阪 支 社	大阪市中央区
福 岡 支 社	福岡市博多区
名 古 屋 支 社	名古屋市中村区

② 子会社

リビングポイント株式会社	本社：東京都新宿区
リビングファイナンス株式会社	本社：東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
HomeworthTech事業	126 (29) 名	15名増 (5名増)
ExtendTech事業	33 (8) 名	11名増 (1名増)
全社	77 (4) 名	31名増 (2名減)
合計	236 (41) 名	57名増 (4名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
236 (41) 名	57名増 (4名増)	34.2歳	2年5ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,088百万円
株式会社三井住友銀行	621百万円
株式会社千葉銀行	416百万円
日本生命保険相互会社	182百万円
株式会社三菱UFJ銀行	104百万円
三井住友信託銀行株式会社	86百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年6月30日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,118,300株 |
| ③ 株主数 | 1,466名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
荒川拓也	607,000株	12.08%
安達慶高	420,000株	8.36%
吉川淳史	328,800株	6.54%
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	266,400株	5.30%
株式会社マイティ・キャピタル・マネジメンツ	260,000株	5.17%
森永秀一	249,400株	4.96%
竹林俊介	232,000株	4.62%
三井不動産レジデンシャル株式会社	228,000株	4.54%
株式会社メディアシーク	207,000株	4.12%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	141,700株	2.82%

(注) 持株比率は自己株式(93,974株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	荒 川 拓 也	企業営業本部 本部長
代表取締役社長	安 達 慶 高	経営本部 本部長 リビングポイント株式会社 代表取締役
取 締 役	城 戸 美 代 子	業務運営本部 本部長
取 締 役	吉 川 淳 史	管理本部 本部長 リビングファイナンス株式会社 代表取締役
取 締 役	加 藤 航 介	経営本部 副本部長
取 締 役	中 川 藤 雄	翼法律事務所 弁護士
取 締 役	西 尾 直 紀	株式会社メディアシーク 代表取締役社長 株式会社メディアシークキャピタル 代表取締役社長 スタートメディアジャパン株式会社 代表取締役社長 Link-Uグループ株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	藤 田 悟	—
監 査 役	蝦 名 卓	公認会計士・税理士蝦名卓事務所 代表
監 査 役	野 矢 茂	—

- (注) 1. 取締役中川藤雄氏及び西尾直紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤田悟氏、蝦名卓氏及び野矢茂氏は、社外監査役であります。
3. 監査役蝦名卓氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役中川藤雄氏及び監査役藤田悟氏、蝦名卓氏、野矢茂氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

取締役中川藤雄氏、西尾直紀氏及び監査役藤田悟氏、蝦名卓氏、野矢茂氏は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員、及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としており、また、填補する額について限度額を設けております。
- ・ 当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の金銭報酬について、2021年9月28日開催の取締役会において、代表取締役社長安達慶高に個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

当社の取締役の報酬等は、報酬総額を決定の上、個別報酬は取締役会から代表取締役へ委任とし、報酬総額の範囲内で各取締役の役割と責務にふさわしい水準となるよう貢献等を勘案して決定しております。

(イ) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は2021年9月28日開催の定時株主総会において、賞与を含めた報酬として年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。

監査役の報酬額は2015年9月29日開催の定時株主総会において、年額2,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(ウ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長（経営本部 本部長）安達慶高が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、株主総会で承認を受けた報酬額の範囲内での、各取締役個人別の基本報酬の額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会による監視等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役

会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社の取締役の多くが業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適しているとの判断によるものであります。

(エ) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	164百万円 (5百万円)	91百万円 (5百万円)	73百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9百万円 (9百万円)	9百万円 (9百万円)	—
合 計	10名	173百万円	100百万円	73百万円

(注) 支給額には、事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した72,812千円を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役中川藤雄氏は、翼法律事務所所属であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役西尾直紀氏は、株式会社メディアシーク代表取締役社長、株式会社メディアシークキャピタル代表取締役社長、スタートメディアジャパン株式会社代表取締役社長及びLink-Uグループ株式会社社外取締役であります。株式会社メディアシークは当社の株主であり、当社グループとの間には取引関係がありますが、両社にとって取引金額は僅少であり、重要な取引関係ではありません。スタートメディアジャパン株式会社、株式会社メディアシークキャピタル及びLink-Uグループ株式会社と当社グループとの間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役蝦名卓氏は、公認会計士・税理士蝦名卓事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	中川 藤雄	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。弁護士としての法務に関する高い知見と豊富な経験に基づき、独立した立場から当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
社外取締役	西尾 直紀	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、IT分野における専門的な見地と複数の企業における経営的見地と経験から適宜発言を行いました。当社の主要なシステム開発に際し、IT企業の経営者としての豊富な経験から貴重な助言・提言を行っていただきました。
社外監査役	藤田 悟	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、監査役会18回中18回に出席しました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、事業会社における豊富な監査経験から、事業活動全般に関し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行いました。
社外監査役	蝦名 卓	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、監査役会18回中18回に出席しました。公認会計士・税理士として主に会社の会計全般について、専門的な見地から助言を行いました。
社外監査役	野矢 茂	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、監査役会18回中18回に出席しました。主に金融・保険分野における専門的な見地から助言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,587,952	流 動 負 債	4,012,265
現金及び預金	2,626,435	買掛金	80,550
売掛金	1,189,582	1年内返済予定の長期借入金	119,480
有価証券	178,088	リース債務	4,238
前払費用	684,016	未払法人税等	337,574
立替金	3,515,034	前受収益	2,146,246
その他	394,795	預り金	638,884
固 定 資 産	16,005,242	賞与引当金	236,329
有 形 固 定 資 産	804,327	役員賞与引当金	72,812
建物	62,556	その他	376,149
工具、器具及び備品	24,485	固 定 負 債	17,576,182
土地	1,339	長期借入金	2,379,171
リース資産	12,844	リース債務	9,889
建設仮勘定	703,101	長期前受収益	10,508,526
無 形 固 定 資 産	483,167	長期預り金	4,572,721
その他	483,167	ポイント引当金	6,635
投資その他の資産	14,717,748	その他	99,237
投資有価証券	3,509,787	負 債 合 計	21,588,447
出資金	200,000	(純 資 産 の 部)	
差入保証金	514,136	株 主 資 本	2,818,263
長期前払費用	3,821,355	資本金	212,336
投資不動産	5,940,958	資本剰余金	198,689
その他	731,510	利益剰余金	2,594,544
繰 延 資 産	517	自己株式	△187,307
開業費	517	その他の包括利益累計額	187,001
		その他有価証券評価差額金	187,001
資 産 合 計	24,593,712	純 資 産 合 計	3,005,264
		負 債 純 資 産 合 計	24,593,712

連結損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		5,359,054
売上原価		1,356,295
売上総利益		4,002,759
販売費及び一般管理費		2,762,444
営業利益		1,240,314
営業外収益		
受取利息及び配当金	49,037	
有価証券売却益	39,323	
投資不動産賃貸料	308,268	
その他	69,906	466,535
営業外費用		
支払利息	18,132	
有価証券売却損	9,621	
投資不動産賃貸費用	164,360	
その他	2,566	194,680
経常利益		1,512,170
特別損失		
投資有価証券評価損	206,942	206,942
税金等調整前当期純利益		1,305,227
法人税、住民税及び事業税	448,266	
法人税等調整額	△116,344	331,922
当期純利益		973,305
親会社株主に帰属する当期純利益		973,305

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,119,735	流動負債	3,999,533
現金及び預金	2,210,858	買掛金	80,550
売掛金	1,189,582	1年内返済予定の長期借入金	119,480
有価証券	171,617	リース債務	4,238
前払費用	689,843	未払金	127,973
1年内回収予定の長期貸付金	3,763	未払費用	77,185
立替金	3,516,477	未払法人税等	314,033
その他の他	337,592	前受収益	2,142,203
固定資産	13,791,530	預り金	680,173
有形固定資産	804,327	賞与引当金	236,329
建物	62,556	役員賞与引当金	72,812
工具、器具及び備品	24,485	その他の他	144,553
土地	1,339	固定負債	15,138,530
リース資産	12,844	長期借入金	2,379,171
建設仮勘定	703,101	リース債務	9,889
無形固定資産	483,167	長期前受収益	10,508,526
ソフトウェア	364,958	長期預り金	2,220,110
ソフトウェア仮勘定	114,804	その他の他	20,832
その他の他	3,404	負債合計	19,138,064
投資その他の資産	12,504,036	(純資産の部)	
投資有価証券	1,007,189	株主資本	2,736,544
関係会社株式	240,000	資本金	212,336
出資金	200,000	資本剰余金	198,689
預け金	561,131	資本準備金	187,336
長期前払費用	3,821,355	その他資本剰余金	11,353
投資不動産	5,940,958	利益剰余金	2,512,825
繰延税金資産	163,717	その他利益剰余金	2,512,825
その他の他	569,683	繰越利益剰余金	2,512,825
資産合計	21,911,265	自己株式	△187,307
		評価・換算差額等	36,656
		その他有価証券評価差額金	36,656
		純資産合計	2,773,201
		負債純資産合計	21,911,265

損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,322,122
売上原価	1,356,295
売上総利益	3,965,827
販売費及び一般管理費	2,733,293
営業利益	1,232,534
営業外収益	
受取利息及び配当金	5,681
有価証券利息	17,634
投資不動産賃貸料	308,268
その他	65,890
合計	397,474
営業外費用	
支払利息	18,132
有価証券売却損	9,621
投資不動産賃貸費用	164,360
その他	1,111
合計	193,225
経常利益	1,436,783
特別損失	
投資有価証券評価損	206,942
合計	206,942
税引前当期純利益	1,229,840
法人税、住民税及び事業税	416,778
法人税等調整額	△116,344
当期純利益	929,406

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

日本リビング保証株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 元 宏 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本リビング保証株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本リビング保証株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

日本リビング保証株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 元 宏 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本リビング保証株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会監査報告書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業についての報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当社及び株式会社メディアシーク（以下メディアシークといいます。）は、2024年8月9日付の両社の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社、メディアシークを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定しました。

なお、本株式交換は、2024年9月25日開催予定の当社の定時株主総会及び2024年9月26日開催予定のメディアシークの定時株主総会による承認を得た上で2024年11月1日を効力発生日として行われる予定です。

当該事項は、本監査報告書の意見に影響を及ぼすものではありません。

2024年8月21日

日本リビング保証株式会社 監査役会

常勤社外監査役 藤田 悟 ㊞

社外監査役 蝦名 卓 ㊞

社外監査役 野矢 茂 ㊞

以上

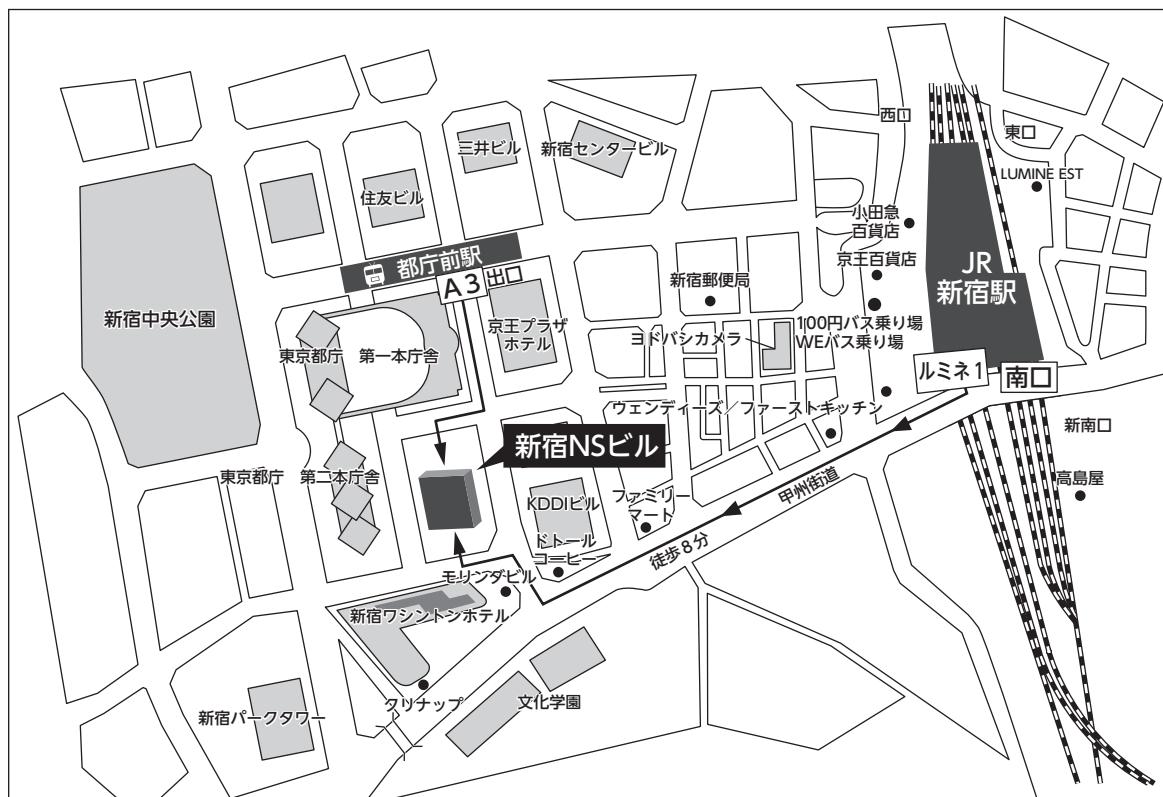
株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル 30階 スカイクンファレンス Hall A
TEL 03-3342-4920

交通

J R新宿駅 南口・西口より 徒歩約8分
都営大江戸線 都庁前駅 A3出口より 徒歩約3分



ご注意

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。